



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
9月29日
第144号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課)	1
○ 告 示	
※滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の一部改正 (県民活動生活課)	2
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨 (森林保全課)	2
道路区域の変更 (道路保全課)	2
道路の供用開始 (道路保全課)	3
○ 公 告	
公共測量実施公告 (監理課)	3
令和2年経営事項審査等実施公告 (監理課)	3

規 則

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第95号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則 (昭和53年滋賀県規則第20号) の一部を次のように改正する。

第5条中「の本店、支店等」を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

1 県の機関

名 称	所 在 地	取 扱 日 時
滋賀県会計管理局	大津市京町四丁目1番1号	月～金曜日15時～17時15分 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) および12月29日から翌年1月3日までの日 (祝日法による休日を除く。) を除く。)
	草津市草津三丁目14番75号 (南部合同庁舎内)	月～金曜日8時30分～17時15分 (祝日法による休日および12月29日から翌年1月3日までの日 (祝日法による休日を除く。) を除く。)
	甲賀市水口町水口6200番地 (甲賀合同庁舎内)	
	東近江市八日市緑町7番23号 (東近江合同庁舎内)	
	彦根市元町4番1号 (湖東合同庁舎内)	
	長浜市平方町1152番地の2 (湖北合同庁舎内)	
高島市今津町今津1758番地		

	(高島合同庁舎内)	
滋賀県長浜土木事務所木之本支所	長浜市木之本町黒田1234番地	

2 指定金融機関等

名 称	取 扱 日 時
株式会社滋賀銀行(滋賀県内に所在する本店、支店および出張所に限る。)	月～金曜日9時～15時(祝日法による休日および12月31日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))を除く。)
株式会社関西みらい銀行(滋賀県内に所在する支店に限る。)	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第376号

滋賀県地籍調査費補助金交付要綱(昭和49年滋賀県告示第277号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1に次の1項を加える。

9 街区境界調査図および街区境界調査簿の作成

付 則

この告示は、令和2年9月29日から施行する。

滋賀県告示第377号

令和2年滋賀県告示第121号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市徳山町字墓原103、字岡谷104

2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第121号のとおり

滋賀県告示第378号

令和2年滋賀県告示第192号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市小谷上山田町字小谷山1606-126、1606-140、1606-203、1606-235、1606-241、1606-245、1606-259、1606-260

2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第192号のとおり

滋賀県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年9月29日から令和2年10月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	日野徳原線	蒲生郡日野町大字三十坪字野辺1252番1地先から	変更後	最小 9.5m	1371.6m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり 国道477号重用延長 L=360.0m 一般県道泉日野線重用延長 L=360.0m
		蒲生郡日野町大字内池字澤代1639番1地先まで		最大 44.5m		
		蒲生郡日野町大字三十坪字野辺1252番1地先から	変更前	最小 5.8m	1152.0m	
		蒲生郡日野町大字内池字播原940番6地先まで		最大 34.2m		
		蒲生郡日野町大字三十坪字野辺1252番1地先から	変更前	最小 5.8m	1152.0m	
		蒲生郡日野町大字内池字播原940番6地先まで		最大 34.2m		

滋賀県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月29日から令和2年10月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
日野徳原線	蒲生郡日野町大字内池字澤代1639番1地先から 蒲生郡日野町大字内池字澤代1639番1地先まで	令和2.10.1	L=49.3m

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳作成に係る基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 令和2年8月4日から令和2年11月30日まで

令和2年経営事項審査等実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和2年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請日および受付場所

- (1) 申請の受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
- (2) 新たに経営事項審査申請等しようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和2年12月23日(水)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
- (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。

2 申請の受付方法

- (1) 令和元年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
- (2) 新たに経営事項審査申請等しようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
- (3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。

予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。

専用電話番号 077-527-5678

電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり(閉庁日を除く。)とする。

- 3 公告に関する問合せ先 滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4114

別表 令和2年経営事項審査申請等受付時期（対象：令和2年5月～令和2年9月決算法人）

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間（閉庁日を除く午前9時から午 後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
大 津 市	法人	令和2年5月、6月	令和2年11月12日(木)、13日(金)	大津合同庁舎7階7C会議室	令和2年10月12日(月)～令和2年11月5日(木)
		7月	令和2年11月30日(月)	大津合同庁舎6階6D会議室	令和2年10月30日(金)～令和2年11月20日(金)
		8月	令和2年12月3日(木)		令和2年11月2日(月)～令和2年11月26日(木)
		9月	令和2年12月21日(月)、22日(火)	大津合同庁舎7階7B会議室	令和2年11月20日(金)～令和2年12月14日(月)
草 津 市 山 東 市 栗 野 市	法人	令和2年5月	令和2年11月4日(水)	南部合同庁舎本館4階4A会議室	令和2年10月2日(金)～令和2年10月28日(水)
		6月、7月	令和2年11月18日(水)、19日(木)		令和2年10月16日(金)～令和2年11月11日(水)
		8月	令和2年12月2日(水)		令和2年10月30日(金)～令和2年11月25日(水)
		8月、9月	令和2年12月17日(木)、18日(金)		令和2年11月17日(火)～令和2年12月10日(木)
甲 湖 市 賀 南 市	法人	令和2年5月、6月	令和2年11月16日(月)、17日(火)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和2年10月16日(金)～令和2年11月9日(月)
		7月	令和2年11月24日(火)		令和2年10月23日(金)～令和2年11月17日(火)
		8月、9月	令和2年12月9日(水)		令和2年11月9日(月)～令和2年12月2日(水)
近 江 八 幡 市 東 近 江 市 蒲 生 郡	法人	令和2年5月、6月	令和2年11月9日(月)、10日(火)、11日(水)	東近江合同庁舎職員会館2F集会室(大)	令和2年10月9日(金)～令和2年11月2日(月)
		7月	令和2年11月27日(金)		令和2年10月27日(火)～令和2年11月20日(金)
		8月	令和2年12月4日(金)		令和2年11月4日(水)～令和2年11月27日(金)
		9月	令和2年12月10日(木)、11日(金)		令和2年11月10日(火)～令和2年12月3日(木)
彦 根 市 愛 知 郡 犬 上 郡	法人	令和2年5月	令和2年11月6日(金)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和2年10月6日(火)～令和2年10月30日(金)
		6月、7月	令和2年11月25日(水)、26日(木)		令和2年10月23日(金)～令和2年11月18日(水)
		8月	令和2年12月7日(月)		令和2年11月6日(金)～令和2年11月30日(月)
		9月	令和2年12月16日(水)		令和2年11月16日(月)～令和2年12月9日(水)
長 浜 市 米 原 市	法人	令和2年5月、6月	令和2年10月29日(木)、30日(金)、11月2日(月)	湖北合同庁舎1階第1会議室	令和2年9月29日(火)～令和2年10月22日(木)
		7月	令和2年11月20日(金)		令和2年10月20日(火)～令和2年11月13日(金)
		8月	令和2年12月8日(火)		令和2年11月6日(金)～令和2年12月1日(火)
		9月	令和2年12月15日(火)		令和2年11月13日(金)～令和2年12月8日(火)
高 島 市	法人	令和2年5月、6月	令和2年11月5日(木)	高島合同庁舎2階2A会議室	令和2年10月5日(月)～令和2年10月29日(木)
		7月、8月	令和2年12月1日(火)		令和2年10月30日(金)～令和2年11月24日(火)
		9月	令和2年12月14日(月)		令和2年11月13日(金)～令和2年12月7日(月)

